

B787型機の運航停止に係る支援措置について －停留料の免除、U/L（ユーエル）ルールの適用免除及び機長認定等の柔軟な取扱い－

平成25年2月26日

去る1月17日、航空局において、バッテリーシステムに対する是正措置がとられるまでの間、B787型機の運航停止を指示する旨の耐空性改善通報を発行しました。1カ月が経過し、運航停止指示に伴う影響を軽減する必要が生じており、また、航空会社からの要望も出されていることから、以下の措置をとることとしましたのでお知らせします。

1. 停留料の免除

空港内に航空機を留め置く際には停留料を徴収することとしておりますが、今般のB787型機の停留料については、免除することとします。


2. U/L（ユーエル）ルールの適用免除

B787型機の運航停止に伴う欠航については、当然に航空会社の責めによらない不可抗力であるため、影響が出ている羽田・成田両空港の国際・国内定期便を対象にU/Lルールの適用を免除することとします。

3. 機長認定等の柔軟な取扱い

機長は、1年に1回、運航便において行われる定期路線審査を受けなければならないこととされていますが、B787型機の機長に対する定期路線審査の実施時期については、柔軟に取り扱うこととします。

添付資料

[【別紙1】 B787型機の運航停止に係る支援措置の具体的内容](#) (PDF ファイル) 

<http://www.mlit.go.jp/common/000988787.pdf>

[【別紙2】 「1」関連 国使用料公示（抜粋）](#) (PDF ファイル) 

[【別紙3】 「1」関連 成田国際空港管理規程（抜粋）](#) (PDF ファイル) 

[【別紙4】 「2」関連 U/L（ユーエル）ルールについて](#) (PDF ファイル) 

[【別紙5】 「3」関連 B787型機の機長の認定に係る取扱い](#) (PDF ファイル) 

お問い合わせ先

国土交通省航空局 航空ネットワーク企画課 黒須（「1」について）

TEL：03-5253-8111（内線49105） 直通 03-5253-8715 FAX：03-5253-1658

国土交通省航空局 首都圏空港課成田国際空港企画室 小倉（「1」について）

TEL：03-5253-8111（内線49332） 直通 03-5253-8721 FAX：03-5253-1660

国土交通省航空局 航空交渉室 児玉、伊藤（「2」について）

TEL：03-5253-8111（内線49180、49183） 直通 03-5253-8702 FAX：03-5253-1658

国土交通省航空局 航空事業課 庄司、星（「2」について）

TEL：03-5253-8111（内線48502、48523） 直通 03-5253-8705 FAX：03-5253-1656

国土交通省航空局 航空事業安全室 清水（「3」について）

TEL：03-5253-8111（内線50145） 直通 03-5253-8731 FAX：03-5253-1661

（支援措置の内容）

B787型機の運航停止に係る支援措置の具体的内容

1. 停留料の免除

空港内に航空機を留め置く際には停留料を徴収することとしております。

しかしながら、「行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸」の場合、停留料は免除することが定められていることから、今般のB787型機の停留料については、免除することとします。

本件による免除額は、国内線に使う機材の場合、B787型機（約170t）の1機1日当たり約1万4千円となります。

なお、成田国際空港においても、成田国際空港株が停留料を免除することとしています。

2. U/L（ユーエル）ルールの適用免除

IATAが定める国際的な発着調整ルール「orlwide Slot Guideline」に基づき、混雑空港における貴重な発着枠の有効活用のため、航空会社の責めによらない不可抗力によりやむを得ず欠航した場合を除き、発着枠の使用率が80%を切る場合に翌年の同時期同時間帯における発着枠の優先配分権を得られなくなることとされています。

B787型機の運航停止に伴う欠航については、当然に航空会社の責めによらない不可抗力であるため、

影響が出ている羽田・成田両空港の国際・国内定期便を対象にU/Lルール¹の適用を免除することとします。なお、米国やEUにおいても、航空会社の責めによらない不可抗力に該当するとして、U/Lルール¹の適用を免除するとしています。

3. 機長認定等の柔軟な取扱い

機長は、1年に1回、運航便において行われる定期路線審査を受けなければならないこととされています。B787型機の運航停止に伴い、同型機の機長に対する定期路線審査が実施できず、認定が失効する者が生ずることから、次のような知識及び能力を維持するための措置を講じることを条件に、機長の認定について柔軟に取り扱うこととしています。

- (1) 知識を維持するための座学訓練
- (2) 模擬飛行装置による技量維持訓練
- (3) 運航経験を補完するための措置

※ 副操縦士に対しても同様の措置を講ずることとしています。

(報道から)

○ロイター

B787型機の運航停止で支援措置、停留料の免除や機長認定の柔軟運用など＝国交省

2013年02月26日 12:45 JST

〔東京 26日 ロイター〕国土交通省は26日、ボーイング(BA.N: [株価](#), [企業情報](#), [レポート](#)) 787型機の運航停止が続いていることを受けて、空港内に航空機を留めておく場合の停留料の免除や機長認定の柔軟な取り扱いなど、航空各社への支援措置を発表した。

空港内に航空機を留める場合、停留料が徴取される。ただ「行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸」については免除されることになっており、今回のB787型機のケースは、これに該当するため、免除されることとなった。また、発着枠の使用率が80%を切る場合には翌年の同時期同時間帯の発着枠の優先配分権を得られなくなるが、B787型機の運航停止に伴う欠航は、航空会社の責任ではないため、このルールの適用も免除される。

さらには、1年に1回運航便で行われる機長の「定期路線審査」が実施できなくなっているため、知識を維持するための座学訓練などの措置を講ずることで、運航再開後に定期路線審査に相当する審査を実施し、審査合格後に乗務を再開することを可能にした。

一方、ボーイングが米連邦航空局(FAA)に提示した787型機のバッテリー問題の解決策について、国交省に対しても説明を行うため、ボーイング関係者が来日する準備を進めている。ただ、来日の日程などは固まっていないという

○日経新聞 B787の駐機料を運航再開まで免除 国交省、国管理空港で

2013/2/26 12:06

国土交通省は26日、全日本空輸と日本航空などに対して、使用停止になっているボーイング787型機の国管理空港の駐機料を運航再開まで免除すると発表した。787の運航停止で欠航が相次いでいることを受けて、8割以上の利用がないと成田、羽田空港の発着枠の権利を失うルールの適用も免除する。

国交省の告示では「行政上の必要から航空会社が航空機の着陸を命令された場合は、駐機料を徴収しない」としている。国内線の場合、羽田空港など国管理空港の免除額は1機で1日当たり1万4千円程度になる。国管理空港以外でも、成田空港が駐機料を免除する。

このほか、座学や模擬飛行装置で訓練することを条件に、機長認定のルールも緩和する。機長は1年に1回、運航便で定期路線審査を受けなければならない。だが787型機の機長の場合、この審査をできず、認定が失効する可能性があるためだ。

787型機は米ボーイング社の新鋭中型機。1月に、飛行中に発煙して高松空港へ緊急着陸するなどトラブルが多発し、日米などの航空当局が運航の一時停止を指示している。